

さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の中小企業等事業再構築促進事業（「事業再構築補助金」という。）の交付を受けた者に対して、さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金（以下「向上補助金」という。）を交付することで、同事業の効果を促進し、市内中小企業者の生産性の更なる向上を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 向上補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人にあっては、令和3年3月26日時点及び向上補助金交付申請日において市内に本店の所在地を置くこととする登記をしていること。
- (2) 個人にあっては、令和3年3月26日時点及び向上補助金交付申請日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による市の住民基本台帳の記録の届出をしており、かつ、市内に事業所を有していること。
- (3) 事業再構築補助金の交付対象者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、向上補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 第1号から前号までに掲げる者に準ずる者

(補助金の額)

第3条 向上補助金の額は、次の各号の事業再構築補助金の申請枠に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 通常枠及び緊急事態宣言特別枠 上限200万円

(2) 卒業枠及びグローバルV字回復枠 500万円

2 前項第1号で規定する補助金の額は、次に掲げる計算式により得た額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$(A - B) \times \frac{1}{2} = \text{向上補助金の額}$$

A = 国の補助金の補助対象経費合計額

B = 国の補助金の交付確定額

(交付申請)

第4条 向上補助金を受けようとする者は、理事長が別に定める日までに、さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付申請書(様式第1号)に加点状況確認書(様式第2号)及び次に掲げる書類を添えて、理事長に申請するものとする。

- (1) 法人にあっては市内に本店の所在地を置くこととする登記をしていることを証する書類
- (2) 個人にあっては市の住民基本台帳の記録の届出をしていることを証する書類及び市内に事業所を有することを証する書類
- (3) 市税が納付されていることを証する書類
- (4) 事業再構築補助金の補助金額確定通知(ただし、理事長が別に定める日において補助金額確定通知が到達していない場合は、交付決定通知及び実績額がわかる事業実績報告書)

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査したうえで、補助金の交付の可否を決定し、さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により向上補助金を交付することとした場合には、当該交付決定後速やかに向上補助金を交付するものとする。

(交付決定の方法)

第6条 理事長は、前条第1項の交付決定に際し、別表の得点の合計が高かった者から順に、別に定める金額に達するまで交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の金額に達した際の次順位の者に対して、補助金額を案分して交付決定をすることができる。

3 前項の案分による交付決定額は、次に掲げる計算式により得た額とし、その額が千円に満たない場合は交付決定を行わず、その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$(A - B) \times \frac{C}{D} = \text{次順位の者の交付決定額}$$

A = 第1項の別に定める金額

B = 第 1 項の交付決定額の総額

C = 次順位のうちの一の者について第 3 条の規定により得た額

D = 次順位の全ての者について第 3 条の規定により得た額の総額

(交付決定の取消し)

第 7 条 理事長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の向上補助金の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により、向上補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 事業再構築補助金の交付決定が取り消されたとき。
- (5) 事業再構築補助金の交付確定額が変更されたとき。

(調査等)

第 8 条 理事長は、向上補助金の交付を行った日から 5 年を経過するまでの間、交付対象事業者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 理事長は、第 4 条第 4 号ただし書きの申請による交付決定を行った者に対し、事業再構築補助金の交付確定通知の提出を求めることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。

別表（第6条関係）

交付決定にあたっては、卒業枠及びグローバルV字回復枠を優先採択し、通常枠／緊急事態宣言特別枠については、下記の加点項目を適用する。

加点については、向上補助金交付申請日時時点で、確認できるものに限る。

加点項目	確認（添付）書類	加点数
生産性加点	事業計画書の収益計画等	付加価値額3%以上～5%以下…1点、5%超～7%以下…2点、7%超～9%以下…3点、9%超～11%以下…4点、11%超～13%以下…5点、13%超～15%以下…6点、15%超…7点
緊急事態宣言影響加点 （2021年1～3月のいずれかの月の売上高が前年又は前々年の同月比で30%以上減少）	確定申告書別表一の控え 等国の事業再構築補助金公募要領に定める減少証明に準じる	1点
さいたま市リーディングエッジ認証企業加点	さいたま市リーディングエッジ企業認証書等	3点
さいたま市SDGs認証企業加点	さいたま市SDGs企業認証書（令和3年度にあつては、さいたま市CSRチャレンジ企業認証書も可）	3点
事業計画検討加点 （公益財団法人さいたま市産業創造財団によるデザイン思考セミナー等、事業計画策定前のセミナーを受講した場合に加点）	理事長が別に定める事業計画策定前のデザイン思考セミナー等を受講したことがわかるもの。（省略可）	1点